

令和7年度予算「スマート農業技術の開発・供給に関する事業」に係る審査実施要領

第1 趣旨

「スマート農業技術の開発・供給に関する事業」（以下「本事業」という。）において採択する研究課題の選考に当たっては、「スマート農業技術の開発・供給に関する事業」に係る運営管理委員会設置要領（令和6年12月11日付け6農会第699号農林水産技術会議事務局長決定。以下「設置要領」という。）、基礎的委託研究事業実施規程（平成15年10月1日付け15規程第73号。以下「実施規程」という。）、基礎的委託研究評議委員会運営規則（平成15年10月1日付け15規則第45号。以下「運営規則」という。）及び本要領に定めるところにより、審査を実施する。

第2 選考の体制

- 1 本事業で採択候補となる研究課題（以下「採択候補課題」という。）は、運営規則第6条及び実施規程第7条第2項に基づき設置する評議委員会（外部専門家（以下「外部委員」という。）及び農林水産省職員（以下「行政委員」という。）から構成される委員会）において選考するものとする。
- 2 採択候補課題の審査については、評議委員会における総合審査及び総合討議により、営農類型毎に行うものとする。
- 3 委員は、次の条件を満たすものとする。
 - （1）審査に係る研究等について十分な学識と評価能力を有し、公正かつ中立な立場から審査・選考を行うことができる者として、設置要領第3に基づき、「スマート農業技術の開発・供給に関する事業」に係る運営管理委員会（以下「運営管理委員会」という。）が指名した者であること。
 - （2）その氏名（行政委員を除く）、所属及び審査結果の公表について、あらかじめ同意することができる者であること。
- 4 公正で透明な審査・選考を行う観点から、審査対象となる研究課題の提案者と利害関係を有する委員は、当該利害関係を有する研究課題の審査・選考に参加できない。

利害関係を有する委員とは、次の（1）から（8）までのいずれかに該当する場合とする。

 - （1）当該研究課題の中で研究課題担当者となっている場合
 - （2）当該研究課題の研究課題担当者として、同一の民間企業又は大学、国立研究開発法人等の研究機関において同一の部署（学科、研究領域等）に所属する場合
 - （3）当該研究課題の研究課題担当者として親族関係にある場合
 - （4）当該研究課題の研究課題担当者として直接的な競争関係にある場合
 - （5）当該研究課題の研究課題担当者として緊密な共同研究を行う関係にある場合

- (6) 当該研究課題の研究課題担当者と密接な師弟関係又は直接的な雇用関係にある場合
- (7) 当該研究課題に参画する民間企業の役員に就任（すでに退任している場合も含む）又は株式を保有している場合
- (8) その他、生物系特定産業技術研究支援センター（以下「生研支援センター」という。）所長が公正な判断を行うに適當ではないと判断した場合
- 5 審査対象となる研究課題と利害関係を有する委員は、審査の実施前までに必ず生研支援センター所長にその旨を通知するものとする。
- 6 評議委員会の委員長は、委員の互選をもって決定するものとする。
- 7 委員長は評議委員会の議事を主宰するものとする。委員長が職務を実施できないときは、委員長が委員の中から委員長代理を指名し、その職務を代理させるものとする。
- 8 委員は、審査により知りえた情報について、生研支援センター所長が認める場合を除き、外部に漏らし、又は自身の研究若しくは業務に利用してはならない。委員の職を退いた後も同様とする。

第3 審査、選考方法

- 1 生研支援センター及び農林水産省農林水産技術会議事務局研究推進課（以下「研究推進課」という。）において、応募のあった研究課題が応募要件等に適合しているか、また、書類の不備がないか等の確認を行った後、評議委員会において以下の手順で総合審査及び総合討議を行うものとする。
 - (1) 総合審査は、委員が別紙「審査基準」に基づき採点を行うものとする。
 - (2) 総合審査後、前号の結果に基づき総合討議を実施し、研究課題の最終的な順位付けを行い、生研支援センター所長に報告する。また、総合討議において、応募者が本事業を実施することとなったときに、その実施に当たって留意すべき事項等が提起された場合には、当該事項を併せて生研支援センター所長に報告する。なお、総合討議は、営農類型毎に指名された外部委員と行政委員の総数に対し、過半数の委員の出席をもって開催できるものとする。
- 2 生研支援センター所長又は委員長が必要と認めた場合には、委員以外の外部有識者から意見を聴取することができる。

第4 審査・選考に係る詳細事項

- 1 総合審査は、提出のあった応募書類、研究課題提案書を要約したプレゼンテーション資料（説明動画）及び研究課題に対する確認事項を踏まえ、別紙「審査基準」に基づいて研究課題毎に評議委員会の外部委員及び行政委員が採点を行う。その際、外部委員は審査項目（1）（2）を対象に、行政委員は審査項目（1）（2）（3）を対象に採点を行うものとする。

総合審査は以下の手順で行う。

 - ・審査項目（1）（2）を対象に、外部委員による採点の平均点（外部点）と、行政委員による採点の平均点（行政点①）を算出する。

- ・外部点と行政点①の平均値を算出し、前評点とする。
 - ・審査項目（3）を対象に、行政委員による採点の平均点（行政点②）を算出する。
 - ・前評点に行政点②を加えた点数を算出し、その点数を当該研究課題の総合審査の評点とする。
- 2 委員長は営農類型毎に実施する総合討議において、前項で実施した総合審査結果について各委員から採点理由や採点変更の有無等を確認し、各研究課題に対する評点と営農類型における順位を確定する。なお、委員長は、委員の当該審査結果に係る理由が妥当でないと判断した場合には、その審査結果の全て又は一部を採用しないことができる。
- その際、原則として、各研究課題の評点の高い研究課題を採択候補の上位順位とするが、必須項目が「不適合」と判断された研究課題若しくは前評点が以下の点数未満である研究課題は採択候補課題としない。
- ・重点課題対応型研究開発（民間事業者対応型）：45点未満
- なお、委員による採点において、審査項目（1）（2）のうちいずれかの審査項目で0点の評点を付けた委員が過半数を超える研究課題については、委員長が総合討議において、委員の意見を聞いた上で、採択候補課題としないことができる。
- また、総合審査の結果、研究推進課において、営農類型毎の前評点にばらつきがあると判断した場合は、標準偏差により算定した評点を評議委員会に参考値として提出し、それを基に総合討議を行うことができる。
- 3 評議委員会は、総合討議の結果、複数の研究課題が同一の評点場合、以下の方法により優先順位を決定する。
- （1）研究期間全体の委託費合計の額の低い研究課題を上位とする。
 - （2）（1）で研究期間全体の委託費合計の額が同値の場合、研究の透明性・公正性の確保、研究成果の適切な取扱い、情報の管理等について考慮し、委員長が決定する。
- 4 委員長は、評点が低いなどの理由によりいずれの研究課題も採択候補課題として選考されなかった場合は、研究課題の審査、選考方法及び募集の方法等に対する委員の意見を取りまとめ、生研支援センター所長に報告する。
- 5 生研支援センター所長は、委員長から審査、選考結果の報告を受けた後、運営管理委員会に諮り、運営管理委員会において採択課題を決定する。
- 6 生研支援センター所長は、前項で決定した採択課題の提案者に対して必要な通知等を行う。

第5 その他

- 1 本要領に定めるもののほか、評議委員会の運営に必要な事項については、委員長が委員に諮って定めるものとする。
- 2 審査の実施に関する庶務は、生研支援センターが行うものとする。

この要領は、令和7年6月5日から実施する。

令和7年度当初予算「スマート農業技術の開発・供給促進事業」
 (うち重点課題対応型研究開発(民間事業者対応型))
 審査基準

1 必須項目

項目	内容	指標	適否
(1) 研究実施主体の適格性	研究グループの要件に適合しているか	<ul style="list-style-type: none"> ・満たしている ・満たしていない 	<ul style="list-style-type: none"> ・適合 ・不適合
	農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用促進に関する法律(令和6年法律第63号。以下「スマート農業技術活用促進法」という。)第13条第4項に基づく認定を受けている、又は認定を受けていないが認定に必要となる手続・検討を進めているか	<ul style="list-style-type: none"> ・認定を受けている、又は認定を受けていないが必要な手続・検討を進めている ・認定を受けておらず、必要な手続・検討も進めていない 	<ul style="list-style-type: none"> ・適合 ・条件付き適合 ・不適合
(2) 研究課題・内容の適格性	公募分野を対象とした研究であるか	<ul style="list-style-type: none"> ・公募分野を対象とした研究である ・公募分野を対象とした研究でない 	<ul style="list-style-type: none"> ・適合 ・不適合
	事業で実施する内容が、該当するスマート農業技術活用促進法第13条第4項に基づき認定を受けた、又は認定を受けることが確実である開発供給実施計画の内容の全部又は一部に即しているか	<ul style="list-style-type: none"> ・開発供給実施計画に即しており、開発供給実施計画に記載されていない内容を含んでいない ・開発供給実施計画に即しているが、開発供給実施計画に記載されていない内容を含んでいる ・開発供給実施計画に即していない 	<ul style="list-style-type: none"> ・適合 ・条件付き適合 ・不適合

2 審査項目

審査領域	項目	内容	指標及び対応する点数
(1) 開発領域	ア 開発等技術の有効性	開発等を実施するスマート農業技術が、当該研究計画において対象としている品目や農作業の労働時間削減に有効なものか	<ul style="list-style-type: none"> ・開発等の対象の品目・農作業の労働時間削減に大きく寄与する技術である：10点 ・開発等の対象の品目・農作業の労働時間削減に寄与する技術である：6点 ・開発等の対象の品目・農作業の労働時間削減に一部寄与する技術である：3点 ・開発等の対象の品目・農作業の労働時間削減に寄与しない技術である：0点
	イ 開発等技術の適用性	開発等を実施するスマート農業技術が、当該研究計画において対象としている以外の品目や地域に	<ul style="list-style-type: none"> ・開発等の対象の品目・地域以外にも大きく適用できる技術である(複数品目かつ県域を超えて活用可能)：3点 ・開発等の対象の品目・地域以外にも適用

		も適用できるものか	<p>できる技術である（複数品目若しくは県域を超えて活用可能）：2点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発等の対象の品目・地域以外にも一部適用できる技術である：1点 ・開発等の対象の品目・地域以外に適用できない技術である：0点
ウ	開発等技術の新規性	開発等を実施するスマート農業技術が、当該研究計画の他において既に開発等をされている技術ではなく新規のものか	<ul style="list-style-type: none"> ・要素技術単位で新規性の高い研究内容が多く含まれている：9点 ・要素技術単位で新規性の高い研究内容が含まれている：6点 ・要素技術単位で新規性の高い研究内容が一部含まれている：3点 ・要素技術単位で新規性の高い研究内容が含まれていない：0点
エ	開発等技術の優位性	開発等を実施するスマート農業技術が、既に開発等をされている若しくは類似の技術と比較して農作業の労働時間の削減効果が優位のものか	<ul style="list-style-type: none"> ・既存技術等と比較して農作業の労働時間の削減効果の優位性が高い技術である：9点 ・既存技術等と比較して農作業の労働時間の削減効果の優位性がある技術である：6点 ・既存技術等と比較して農作業の労働時間の削減効果の優位性が一部ある技術である：3点 ・既存技術等と比較して農作業の労働時間の削減効果の優位性がない技術である：0点
オ	価格低減効果の有効性	開発等を実施する計画に、開発等を実施するスマート農業技術の価格低減に資する研究内容が含まれており、また、その価格低減効果は有効なものか	<ul style="list-style-type: none"> ・開発等がされるスマート農業技術の価格が大きく低減することが見込まれる研究内容である：9点 ・開発等がされるスマート農業技術の価格が低減することが見込まれる研究内容である：6点 ・開発等がされるスマート農業技術の価格が一部低減することが見込まれる研究内容である：3点 ・開発等がされるスマート農業技術の価格が低減することが見込まれない研究内容又は当該内容を含んでいない：0点
カ	研究計画の具体性・妥当性	当該研究の計画について、計画期間内に成果が得られるようなスケジュールが適切に設定されており、また、実現可能性の乏しい内容が含まれておらず妥当なものか	<ul style="list-style-type: none"> ・適切に研究スケジュールが組み立てられており、研究期間内の目標達成が見込まれる：10点 ・概ね適切に研究スケジュールが組み立てられているが、実現性の乏しい内容が一部含まれ研究期間内の目標達成は概ね見込まれる：6点 ・概ね適切に研究スケジュールが組み立てられているが、実現性の乏しい内容が含まれ、研究期間内の目標達成が一部困難である：3点 ・適切に研究スケジュールが組み立てられておらず、研究期間内の目標達成が困難である：0点

	キ 研究経費の正確性・妥当性	当該研究の計画において、研究内容を踏まえ、適切に事業費が計上されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・不要な備品購入等の計画もなく、必要十分な経費を計上したうえで、経費節減の工夫を実施している：3点 ・不要な備品購入等の計画もなく、必要十分な経費が計上されている：2点 ・一部不要と思われる備品の購入計画等がある、若しくは必要な経費が一部計上されていない：1点 ・多くの不要な支出計画が組まれており、過剰な経費が計上されている若しくは必要な経費が計上されていない：0点
	ク 研究体制の有効性・妥当性	当該研究の遂行に必要な実践的な研究開発実績を有する者が参画しており、また、適切に役割分担がなされているか	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な研究開発実績を有する者が必要十分に参画しており、綿密な連携も見込まれる：3点 ・必要な研究開発実績を有する者が一部参画しており、必要十分な連携が見込まれる：2点 ・必要な研究開発実績を有する者の参画が乏しいが、最低限の連携は見込まれる：1点 ・適切な研究者の参画がない又はエフォートが不足し、連携が見込まれない：0点
(2) 供給領域	ア 開発等される製品・サービスの必要性	開発等される製品・サービスは、農業生産現場のニーズを踏まえたものとなるか	<ul style="list-style-type: none"> ・自ら率先して多くの農業者等から供給に当たって必要となる情報を聞き取り、統計等の多様な情報も活用しつつ密に把握した農業生産現場のニーズに応える研究計画となっている：3点 ・自ら率先して農業者等から供給に当たって必要となる情報を聞き取り、公表情報も活用しつつ把握した農業生産現場のニーズに応える研究計画となっている：2点 ・自ら農業者等から供給に当たって必要となる情報を聞き取ってはいるが、公表情報の活用は少なく、一部の農業生産現場のニーズに応える研究計画となっている：1点 ・自ら農業者等に聞き取ることもなく、公表情報の活用も乏しいことから、農業生産現場のニーズに応える研究計画となっていない：0点
	イ 開発等される製品・サービスの供給事業の普及性	開発等される製品・サービスの供給事業に係る計画は、多くの農業者や地域を対象にしているものか	<ul style="list-style-type: none"> ・開発等の対象の品目・地域以外にも大きく適用できる計画である（複数品目かつ県域を超えて活用可能）：3点 ・開発等の対象の品目・地域以外にも適用できる計画である（複数品目若しくは県域を超えて活用可能）：2点 ・開発等の対象の品目・地域以外に一部適用できる計画である：1点 ・開発等の対象の品目・地域以外に適用できない計画である：0点
	ウ 開発等される製品・サービスの農業経営に	開発等される製品・サービスが、既存若しくは類似のもの（スマート農業技術以外の製品等も含む）と比較して、当該製	<ul style="list-style-type: none"> ・既存若しくは類似の製品等と比較して、農業経営の利益を大きく増加させることが見込まれる：9点 ・既存若しくは類似の製品等と比較して、農業経営の利益を増加させることが見込ま

	おける利益増加効果	品等を導入した農業経営の利益を増加させることが見込まれるか	<p>れる：6点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存若しくは類似の製品等と比較して、農業経営の利益を一部増加させることが見込まれる：3点 ・既存若しくは類似の製品等と比較して、農業経営の利益を増加させることが見込まれない：0点
	エ 開発等される製品・サービスの供給事業の継続性	開発等される製品・サービスの供給事業に係る計画に持続性（経営合理性）は見込まれるか	<ul style="list-style-type: none"> ・供給事業の経営について、営業利益等が大きく黒字が見込まれる：3点 ・供給事業の経営について、営業利益等があり黒字が見込まれる：2点 ・供給事業の経営について、営業利益等があり一部黒字が見込まれる：1点 ・供給事業の経営について、営業利益等がない若しくは赤字が見込まれる：0点
(3) 政策領域	ア 生産振興施策上の技術開発の必要性	開発による省力化や高度化の必要性が高い技術であるか（生産量が多い等より重要な品目を対象にしており、生産現場からのニーズが高く、既存技術と比較して省力化等の効果が優れた技術であるか）	<ul style="list-style-type: none"> ・開発等される技術が、省力化や高度化の必要性が高い品目・作業を対象とする技術であり、かつ既存技術と比較して省力化等の効果の優位性が高い技術である：15点 ・開発等される技術が、省力化や高度化の必要性がある品目・作業を対象とする技術であり、かつ既存技術と比較して省力化等の効果の優位性がある技術である：10点 ・開発等される技術が、省力化や高度化の必要性がやや低い品目・作業を対象とする技術であり、かつ既存技術と比較して省力化等の効果の優位性が一部ある技術である：5点 ・開発等される技術が、省力化や高度化の必要性が低い品目・作業を対象とする技術であり、かつ既存技術と比較して省力化等の効果の優位性がない技術である：0点
	イ スマート農業技術の研究開発施策との関係性	食料・農業・農村基本計画で定められたKPIである、スマート農業技術活用促進法に基づく基本方針第二の1の(2)に位置付けられたスマート農業技術等の令和12年度までの実用化の達成のために、早期に開発に着手すべき技術であるか（開発に着手されておらず（若しくは着手されているものの生産現場に適用できる水準でなく）、かつ開発に時間を要するスマート農業技術であるか）。なお、類似事業における課題採択状況も考慮するものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・開発等される技術は、開発に着手されていないか着手されているものの生産現場に適用できる水準に達していない技術であり、かつ開発に時間を要する技術である：10点 ・開発等される技術は、開発に着手されていないか着手されているものの生産現場に適用できる水準に達していない技術であり、かつ開発にやや時間を要する技術である：6点 ・開発等される技術は、開発に着手されていないか着手されているものの生産現場に適用できる水準に達していない技術であるが、開発に時間を要するとは言いえない技術である：3点 ・開発等される技術は、既に開発に着手されているか生産現場に適用できる技術が存在する技術である：0点
	ウ 関連する施策との整合性	関連する施策と整合しているか ①みどりの食料システム	<ul style="list-style-type: none"> ・①から③のいずれかに該当：1点 ・①から③のいずれにも該当しない：0点

		<p>戦略の推進に資する研究課題</p> <ul style="list-style-type: none">②参画する民間企業がマッチングファンド方式（研究費の一部を企業負担）を実施する場合③地域金融機関等が研究グループに参画し、研究計画に研究・検証等を実施することが明確に記載されている場合	
--	--	--	--